第33回 びわこ国体記念ホースショー(馬場馬術) 実施要項 <カテゴリー★>

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

開催日 令和6年3月28日 (木) ~29日 (金)

競技種目および基準

3月28日(木)

第1競技	JEF 馬場馬術競技 3課目 A	(公認)
第2競技	JEF 馬場馬術競技 3課目 A	
第3競技	JEF 馬場馬術競技 4課目 A	(公認)
第4競技	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009	(公認)
第5競技	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目	(公認)
第6競技	JEF 馬場馬術競技 2課目 B	
第7競技	JEF 馬場馬術競技 2課目 C	
第8競技	チャレンジドレッサージュ (オープン競技)	
3月29日(金)		
笙 Q 語 技	JEF E提E術語技 3課日 A	

第 9競技 JEF 馬場馬術競技 3課目 A

第10競技 JEF 馬場馬術競技 3課目 B (公認)

第11競技 JEF 馬場馬術競技 4課目 A (公認)

第12競技 JEF 馬場馬術競技 5課目 A (公認)

第13競技 FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 (公認)

第14競技 FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 (公認)

第15競技 JEF 馬場馬術競技 2課目 B

第16競技 JEF 馬場馬術競技 2課目 C

第17競技 チャレンジドレッサージュ (オープン競技)

注1. 馬場馬術競技は馬場2面で実施します。

注2. 申し込み状況により、競技順の入れ替えをする場合があります。

・第8・17競技は申込時にご希望の馬場課目名をご記入ください。 馬場は60×20m、審判は採点のみいたします。



全日本馬場馬術大会でジャッジをされた

武智 一秀氏 乾 小織氏 月川 万里子氏 木村 有日子氏

にも審判をお願いしております。

** ** ** ** ** ** ** **

1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr 実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA 級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完 了していること。

2 、競技参加条件

・ 公認競技は一馬一回限りの出場とする。

3、審判規程

日本馬術連盟競技会規程(最新版)を適用し、一部ローカルルールを用いる。

4、褒賞

- ・ 各競技6位まで入賞とする。
- 6位までにリボンをおくる。
- ・ 3位までに賞品をおくる。 (各競技優勝者には近江牛がございます)

5、申し込み

- ・締め切り 令和6年3月18日(月)必着
- ・外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・所定の用紙に記入のこと。
- ・申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382

水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会

TEL: 0748-62-9568 FAX: 0748-62-1366

E-mail:rcminakuchi@gmail.com

※エントリー用紙は、水口乗馬クラブもしくは日本馬術連盟のホームページからダウンロードできます。

※障害競技にもご参加の場合、<u>別紙障害競技のエントリー用紙</u>にご記入お願いします。

6、参加料

①参加馬登録料

一頭 10,000円

(障害競技に出場で、馬場競技は入厩のみの馬匹も必要です)

②出場料 公認馬場競技 一鞍 12,000円

その他馬場競技 一鞍 10,000円

③変更料、追加料

2,000円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めない。 ※申し込みと同時に納入のこと。既納の参加料は返却いたしません。

④参加料振込先

滋賀銀行 水口支店 普通 NO, 0520804 (株)水口スポーツセンター

7, 入厩および退厩

- ① 入厩について
- ・ 3月28日から29日とする。(前日入厩・競技会後の在厩はお問合せください)
- ・ 障害競技にもご参加の馬匹は、別途障害競技エントリー用紙にご記入ください。
- ・参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種 は、初回 ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヵ月以内に 2 回目のワクチン接種を行 うこと。補強接種については、基礎接種(2 回目)から 7 ヵ月以内に最初の補強接種 を行い、 それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【2024 年 1 月 1 日以降】 2 回の基礎接種の間隔は 21 日以上 60 日以内、最初の補強接種は 2 回目の基礎接種から 6 ヵ 月+21 日以内とする。

【経過措置】 1. 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について ① 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 ヵ月以内であれば可とする。 ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。

- 2. 2024 年 1 月 1 日以前に基礎接種を完了している馬について ① 2 回の基礎接種の間隔は、21 日以上・2 ヵ月以内であれば可とする。 ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 7 ヵ月以内であれば可とする。
- 3. その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽 種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。 (2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヵ月+21 日以内に補強接種または基礎 接種(2 回目)を受けていなければならない。 (3) 競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。 (4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用い て輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。/

②退厩について

・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、 その他のゴミは各自で持ち帰ること。

敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はしない。

8、服装および馬装

・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用 することを義務づける

9, 打合会は行わない。

10、その他

- ① 選手、HMの宿舎の斡旋はできません。各自手配して下さい。
- ② 馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。